

三豊市奨学金貸付制度について

1. 概要

修学の意欲を持ちながら、家庭の経済的理由により修学することが困難な者に対して、修学を容易にし、その志を遂げさせ、もって有為な人材の育成を図ることを目的として奨学金を貸し付けます。

2. 貸付対象者について

高等学校の全日制、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校（専門課程に限る）、大学（短期大学を含み、大学院を除く。）及び高等専門学校に在学する者

3. 貸付の要件について

- ①三豊市に住所を有する者（進学のため他の市町村に住所を移す者を含む）
- ②修学意欲があり学校長が推薦する者
- ③経済的理由で修学が困難であると認められる者
- ④市税を滞納していないこと（世帯全員）

4. 選考について

選考委員による奨学生選考会議を開き、奨学生を決定する。

5. 貸付金額

高等学校等	月額 10,000円 以内（無利子）
高等専門学校、専修学校及び短期大学	月額 20,000円 以内（無利子）
大学	月額 25,000円 以内（無利子）

6. 貸付期間

貸付けを受ける月数を通算して、奨学生の在籍する学校の修業年限に相当する月数以内

7. 返還

正規の修学期間が満ちた日の翌年4月から10年以内に月賦、半年賦又は年賦払いにより返還する。

8. 申請必要書類

- 奨学金貸付申請書（様式第1号）
- 奨学生推薦調書（様式第2号）
- 入学許可証の写し 又は 在学証明書（発行され次第）
- 所得・課税証明書及び完納証明書（満18歳以上の世帯全員のもの）
※ただし、三豊市民の学生は証明書の取得不要
- 住民票の写し（世帯全員のもので**続柄**入り）

9. 申請方法

窓口申請の場合 平日の場合は指定時間に三豊市教育委員会教育総務課まで
土日祝の場合は指定時間に三豊市役所日直まで
指定時間は午前8時30分から午後5時15分

郵送申請の場合 下記の問い合わせ先に簡易書留など郵便物の追跡ができる方法でお願いします（送料は申請者側で負担してください）

○お問い合わせ連絡先 〒767-8585 香川県三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1
三豊市教育委員会事務局教育総務課（担当：横田、山中）
電話：(0875) 73-3130、E mail：kyouikusoumu@city.mitoyo.lg.jp